明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三七）　二
○狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（三三八）
○健康保険法施行令の一部を改正する政令（三三九）

〔最高裁規則〕
○少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁三）　二

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九六）　三
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一九七）　四

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二六二）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一五三八）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一五三九～一五四二）　六
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（九州厚生局一）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局二〇一）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局七三、七四）　八

〔国会事項〕
法務省　文部科学省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
官庁　九

〔叙位・叙勲〕
官庁　九

〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
文　教
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
海事代理士試験合格者（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等、金融商品取引業者営業保証金取戻し、酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文を通じ、地理的表示の確認を行う件関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三七号）（農林水産省）

1　生産者補給交付金又は生産者補給金に係る加工原料乳の数量の認定に当たり、一の乳業工場で処理又は加工をされた後、他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された場合においても加工原料乳として算出することとした。（第五条第二項関係）

2　同一乳業者の二以上の乳業工場に係る加工原料乳の数量算出方法等の特例を削除することとした。（第六条関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第三三八号）（厚生労働省）

1　登録の消除の見直し

市町村長は、登録を受けた犬について、その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合、その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合、その他の特別の事情によりその犬の登録を消除することが適当であると認めるときは、その犬の登録を消除することができることとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三三九号）（厚生労働省）

1　全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率を算定する際に全国健康保険協会の支部被保険者の総報酬額に乗じる率の特例の適用期間を令和五年二月まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。